

(2003年)

(名称)

第1条 本会は江工会と称して事務局を島根県立江津工業高等高校に置く。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展を助成し、併せて実業界に貢献することをもって目的とする。

(会員)

第3条 本会は次の会員をもって組織する。

- 正会員 1. 島根県立江津工芸学校卒業生
- 2.  "      江津工業学校卒業生
- 3.  "      江津工業併設中学校卒業生
- 4.  "      江津工業高等学校卒業生(別科を含む)
- 準会員  島根県立江津工業高等学校在校生
- 特別会員 母校の現旧職員

(事業)

第4条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会誌、会員名簿の発行
- (2) 会員相互連絡提携
- (3) 母校事業の後援
- (4) 在校生への育英事業
- (5) その他目的達成に必要な事業

(役員の種類等)

第5条 本会は次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名 校長を推す。
- (2) 会 長 1名 本会を代表し会務を総括する。
- (3) 副会長 3名 会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- (4) 理 事 若干名 企画、庶務、会計等本会の要務を処理する。

理事は理事会を組織して次のことを行う。

- ① 予算、決算の審議
- ② 本会の行う事業についての審議
- ③ 会長の諮問する事項の審議

- (5) 会計監査 2名 会計、事務の監査に当たる。
- (6) 評議員 各期各科より1~2名  
同期会員の動静を掌握し、事務局との相互連絡をつとめる。
- (7) 事務局員 若干名 江工会の事務を担当する。

- (8) 顧 問 若干名 本会の会務に適切な指導助言を行う。

(役員任期等)

第6条 役員を選出方法及び任期は下記による。

- (1) 名誉会長 母校の校長
- (2) 会長、副会長 総会で選出する。
- (3) 理 事 総会で選出する。
- (4) 会計監査 会長が委嘱する。
- (5) 評議員 各期各科の会員で互選する。
- (6) 事務局員 江工会員で会長並びに名誉会長の同意を得て委嘱する。
- (7) 顧 問 会長が理事会の同意を得て委嘱する。
- (8) 上記役員任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

工工会会則【改訂案】

名称)

第1条 本会は江工会と称して事務局を島根県立江津工業高等高校に置く。

目的)

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展を助成し、併せて実業界に貢献することをもって目的とする。

会員)

第3条 本会は次の会員をもって組織する。

- 正会員 1. 島根県立江津工芸学校卒業生  
2. " 江津工業学校卒業生  
3. " 江津工業併設中学校卒業生  
4. " 江津工業高等学校卒業生(別科を含む)
- 準会員 島根県立江津工業高等学校在校生
- 特別会員 ①母校の現教職員  
②母校の旧教職員(校友会会員)

事業)

第4条 本会の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 会報・会員名簿の発行及びHPの管理
- (2) 会員相互連絡提携
- (3) 母校事業の後援
- (4) 支部活動の支援(組織の立上げを含む)
- (5) その他目的達成に必要な活動

役員(の職務等)

第5条 本会は次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名 校長・・・学校の代表者として本会を支援する。
- (2) 会長 1名 本会を代表し会務を総括する。
- (3) 副会長 3名 会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。  
3名の役割分担: 総務、企画、広報等
- (4) 理事 総務・企画・会計等本会の要務を処理する。(約40名)  
理事の内1名を会長、3名を副会長、1名を事務局長とする。  
理事は理事会を組織して次のことを行う。  
① 会長、副会長、事務局長は理事会で決議し総会へ議題を提案する。  
② 予算、決算の審議  
③ 本会の行う事業についての審議  
④ 会長の諮問する事項の審議  
⑤ 理事から提案された事項の審議
- (5) 会計監査 2名 会計、事務の監査に当たる。
- (6) 連絡員 各期・各科・各クラスより1名  
同期会員の動静を掌握し、本部事務局及び所属支部への連絡につとめる。
- (7) 事務局 事務局長 1名 本会の事務を総括する。  
事務局員 若干名 事務局長を補佐し、実務を担当する。  
1) 事務局員の業務分担: 総務、会計、企画、広報等  
2) 連絡網の整備とフォロー  
3) 議案書(案)の作成・事前配布と 議事録の作成と配布、保存。
- (8) 顧問 若干名 本会の会務に適切な指導助言を行う。

役員(の選出方法及び任期等)

第6条 役員(の選出方法及び任期)は下記による。

- (1) 名誉会長 母校の校長
- (2) 会長、副会長 理事会で決議・推薦し、総会で決定する。
- (3) 理事 各支部の支部長及び卒業各科の代表者とする。(約40名、別表①参照)  
さらに会員の内、在校会員1名を代表者とする。 文面意味不明、削除?
- (4) 会計監査 会長が推薦し、理事会の承認を得て委嘱する。
- (5) 連絡員 各期・各科・各クラスの会員から1名を互選する。(別表②参照)
- (6) 事務局 会員(現教職員)が名誉会長の同意を得て、会長が委嘱する。
- (7) 顧問 会長が会員から推薦し、理事会の承認を得て委嘱する。
- (8) 役員(の任期)は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(財源・会費)

第7条 本会の経費は会費及び寄付金、その他をもって当て、  
会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

会費 入会金 1,800円

終身会費 9,000円

ただし、在校生(準会員)は月額300円を在学中積立て、入会金、終身会費に当てるものとする。

(総会)

第8条 定期総会は毎年5月16日の開校記念日とし、次の事項を決議する。  
ただし、理事会の決議があった場合は臨時総会を開くことがある。

議決は出席者の過半数をもって決する。

- (1) 会則の改正
- (2) 事業計画並びに収支決算の承認
- (3) 事業報告
- (4) 資産の管理に関する事項
- (5) その他必要と認められた事項

(除名)

第9条 会員で本会の体面を汚すような行為のあった者は理事会の議決によって除名することができる。

(動静)

第10条 会員は住所、氏名及び動静に異動を生じた時は、  
その都度本会の事務局又は所属支部へ連絡するものとする。

(支部)

第11条 支部に関する事項は下記の通りとする。

- (1) 支部を新設しようとする場合は、会則及び会員名簿を添え本部に届け出ること。  
支部を廃止しようとする場合はその理由を付し本部へ届け出ること。
- (2) 支部には支部長を置き、支部長は本部の理事とする。
- (3) 支部は本会則に準じ会則を制定し独立の經理を行うものとする。
- (4) 支部は本部と常に密接なる連絡を保ち、本部より報告を求められた事項は  
所定の期間内に回答すること。
- (5) 総会には支部長又は代表者が出席しなければならない。  
場合は委任状、又は議案に対する意見書を提出しなければならない。
- (6) 総会における議案は欠席支部の意見も考慮して協議し、多数の賛成を得た  
と認められたものは決議事項とする。
- (7) 支部より本部に報告すべき事項は下記の通りとする。

- ① 会員の異動
- ② 役員の変更
- ③ 決議事項
- ④ その他必要事項

(慶弔)

第12条 会員の慶弔は下記による。

(1) 死亡

- ① 会員死亡 弔電をもって弔意を表することができる。
- ② 役員死亡 会長、副会長の協議によって弔意を表することができる。

(2) 慰労

- ① 江工会役員として永年勤務した者に記念品を贈呈することができる。
- ② 母校の職員として永年勤務した者に記念品料を贈呈することができる。

(3) (1)及び(2)以外の事由で特別に慶弔の必要が生じた場合、理事会においてこれを決定す

(4) 第12条の会員とは正会員及び特別会員をいう。



第7条 本会の財源は、入会金・終身会費、各支部からの年会費、協賛金・賛助金及び寄付金、その他をもって当て、  
会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

入会金 1,800円

終身会費 9,000円

ただし、在校生(準会員)は月額300円を在学中積立て、入会金、終身会費に当てるものとする。  
各支部は年会費を納めるものとする。(会費決め)

第8条 定期総会は開校記念日(5月16日)直後の土曜日とし、次の事項を決議する。

ただし、理事会の決議があった場合は臨時総会を開くことがある。

総会は会長が会員、連絡員、理事を招集しこれをもって構成する。(対象者へ案内方法決め)

議決は出席者の過半数をもって決する。

- (1) 会則の改正
- (2) 事業計画並びに収支決算の承認
- (3) 事業報告
- (4) 資産の管理に関する事項
- (5) その他必要と認められた事項

第9条 理事会は総会前を含めて4半期に1回程度開催し、次の事項を決議し、総会へ議題を提案する。

ただし理事から緊急提案があった場合は臨時理事会を開くことがある。

理事会は会長が理事を招集する。

議決は理事の3分の2以上(委任状を含む)が出席し、過半数を持って決する。

- (1) 会則の改定
- (2) 今年度事業報告及び決算報告
- (3) 次年度事業計画及び予算説明
- (4) 資産管理に関する事項
- (5) 理事からの提案事項の協議
- (6) 連絡員からの要望、情報の協議
- (7) その他

第10条 会員で本会の体面を汚すような行為のあった者は理事会の議決によって除名することができる。

第11条 会員は住所、氏名及び動静に異動を生じた時は、  
その都度本会の事務局又は所属支部へ連絡するものとする。

第12条 支部に関する事項は下記の通りとする。

- (1) 支部を新設しようとする場合は、会則及び会員名簿、役員名簿等を添え本部に届け出ること。
- (2) 支部には支部長を置き、支部長は本部の理事とする。
- (3) 支部は本会則に準じ会則を制定し独立の経理を行うものとする。
- (4) 支部を廃止しようとする場合はその理由を付し本部へ届け出ること。  
所定の期間内に回答すること。
- (5) 本部総会には支部長又は代表者が出席しなければならない。  
欠席する場合は委任状、又は議案に対する意見書を提出しなければならない。
- (6) 本部総会における議案は欠席支部の意見も考慮して協議し、多数の賛成を得たと認められたものは決議事項とする。
- (7) 支部より本部に報告すべき事項は下記の通りとする。  
支部総会終了後、議事録を本部へすみやかに報告することとする。
  - ① 会員の動向
  - ② 役員の変更
  - ③ 決議事項
  - ④ その他必要事項

第13条 会員の慶弔は下記による。

(1) 死亡

① 役員死亡 会長、副会長、事務局長の協議によって  
弔意を表することができる。

(2) 慰労

① 江工会役員として永年勤務した者に感謝状を贈呈することができる。

(3) (1)及び(2)以外の事由で特別に慶弔の必要が生じた場合、理事会においてこれを決定する。

(4) 第13条の役員とは本部及び支部役員をいう。

別表②

作成元: 関東支部  
 作成日: 平成28年 5月 8日  
 修正日: 平成29年4月20日  
 提案日: 平成30年5月12日  
 (2018年)

理事予定者(案)  
 ○卒科選出  
 支部選出

支部: 県内  
 県外  
 休部

- ①江津 ②浜田 ③江津市役所 ④日本製紙 ⑤桜江  
 ⑥温泉津 ⑦大田 ⑧川本 ⑨金城 ⑩弥栄 ⑪三隅 ⑫益田 ⑬仁摩  
 ①関東 ②関西 ③山口 ④九州  
 ①東海 ②岡山 ③広島 ④鳥取 ⑤四国 ⑥松江 ⑦出雲

卒業科	会員数	卒年	氏名		支部	合計理事数
建築	2,527名	34年	①西村 茂	代表理事	温泉津 仁摩 川本 江津/本部副会長 益田 金城 関西 関東 三隅 江津市役所 弥栄	15名
		41年	②石橋 孝義	代表理事		
		45年	③島崎 庄次	代表理事		
			④.....	代表理事		
		26年	西村喜代三	支部長		
		33年	野木 隆弘	支部長		
		33年	南山 稔	支部長		
		33年	砂田 忠	支部長		
		38年	大石 環	支部長		
		39年	川本 昭禰	支部長		
		42年	橋本 克己	支部長		
		47年	西村 和也	支部長		
		50年	曾我 義伸	支部長		
51年	島田 博	支部長				
53年	森下 政昭	支部長				
木工・工芸	447名		①.....	代表理事		1名
機械	3,646名		①.....	代表理事	日本製紙	7名
			②.....	代表理事		
			③.....	代表理事		
		39年	④森下 勝義	代表理事		
		41年	⑤管森 寛志	代表理事		
		42年	⑥佐々木 敏博	代表理事		
48年	三浦 秀和	支部長				
別科・工化	2,132名	39年	①.....	代表理事	本部会長  大田 山口	6名
		43年	②土井正人	代表理事		
		31年	③横田 学	代表理事		
		38年	④福田 稔	代表理事		
		38年	月森 喜一郎 大屋 節雄	支部長 支部長		
電気・電情	3,315名	38年	①江津	代表理事	関東 益田  本部事務局長 浜田/本部副会長 桜江	9名
		39年	②.....	代表理事		
		39年	③.....	代表理事		
		55年	④勝田 友治	代表理事		
		40年	⑤佐々木 忠之	代表理事		
		43年	⑥飛野 弘二	代表理事		
			高月 進			
	松浦 三男	支部長				
	藤田 厚	支部長				
計	12,067名					38名

地区	会員数	支部名	支部長名	卒年科
江津市	2,616名	江津 江津市役所 日本製紙 桜江	砂田 忠 島田 博 三浦 秀和 藤田 厚	A33年 A51年 M48年 E43年
浜田市	2,321名	浜田 金城 弥栄 三隅	松浦 三男 川本 昭禰 森下 政昭 曾我 義伸	E40年 A39年 A53年 A50年
益田市	147名	益田	大石 環	A38年
大田市	919名	大田 温泉津 仁摩	月森 喜一郎 西村喜代三 野木 隆弘	C31年 A26年 A33年
川本町	75名	川本	南山 秘	A33年
関東地区	638名	関東	西村 和也	A47年
関西地区	1,048名	関西	橋本 克己	A42年
山口県	138名	山口	大屋 節雄	C38年
福岡県(九州)	71名	福岡(山口支部へ)	青木 靖長	A40年
松江市	153名	松江		
出雲市	84名	出雲		
東海地区	253名	東海		
計	8,463名			

卒業科	卒年(和暦)	クラス数	延べクラス数	合計クラス数
建築	S31～H27	1	60名	60名
木工・工芸	S31～S39	1	9名	9名
機械	S31～S38	1	8名	83名
	S39～S61	2	46名	
	S62～H06	1	29名	
別科・工化	S31～S39	1	9名	39名
	S40～S54	2	30名	
電気・電情	S36～S39	1	4名	105名
	S40～H06	2	60名	
	H07～H14	1	14名	
	H07～H14	1	14名	
	H15～H27	1	13名	
合計				296名